

よくあるご質問 目次

- | | | | |
|---------------------------------------|-----|-------------------------------|-----|
| ➤ 立川商工会議所の会員登録の有無について | p2 | ➤ 事業者名の公表について | p14 |
| ➤ テナント業者（借主）の申し込み方法 | p2 | | |
| ➤ 児童が事故に遭ったときの対応 | p3 | | |
| ➤ 不審者に遭遇したときの対応 | p4 | | |
| ➤ 見守り活動の目的・モチベーション | p5 | | |
| ➤ 活動中、どこまで児童に干渉してよいか | p6 | | |
| ➤ 市より貸与する防犯ベスト・腕章について | p7 | | |
| ➤ 信号のない横断歩道での声掛け | p8 | | |
| ➤ 効果的な見守り場所 | p9 | | |
| ➤ 児童の特性について | p10 | | |
| ➤ 本活動にあたっての市からの補償制度 | p11 | | |
| ➤ 見守り活動中に旗を使用したい場合 | p12 | | |
| ➤ 見守りを複数の学校で行うことができるか | p13 | | |

Q

立川商工会議所の会員でない場合でも活動に参加できますか。

もちろんご参加いただけます。

Q

テナント業者（借主）の申し込み方法はどのようにすればよいですか

お申し込みは事業者ごとに行っていただく必要がございます。
そのため、テナント業者様ごとの申し込みをお願いいたします。
（テナントの貸主がテナント業者（借主）も併せて一括して申し込みをすることは×）

Q

活動中、児童が急に横断歩道を渡ったり、道路に飛び出すときがある。その際に児童が事故に遭った場合、事業者には責任はありますか。また、事故が起きた際の対応方法は。

そのような場合、事業者様に責任はございません。登下校時、児童の自宅から小学校までは、基本的に小学校の責任・管理下にあるためです。また、児童が事故で怪我を負った際には学校で加入している保険で対応しています。

事業者様につきましては、児童が事故に遭った際や、怪我を負った際には、下記を参照のうえ、ご対応をお願いいたします。（通りかかった一般的な人が行う基本的な行動）

- ①必要に応じて、110番・119番する。
- ②可能な救護・手当を行う。（出血部分をハンカチなどで押さえる・拭く等）
- ③小学校・学務課へ連絡する。
- ④その場に居合わせた人と協力して周囲の安全に努める。
- ⑤他の児童の安全に気を配る。
- ⑥警察官・消防隊員からの状況確認に協力する。
（当て逃げ、ひき逃げ等の目撃情報、現場を保存する等）

Q

不審者に遭遇したらどのように対応すればよいですか。
(児童や事業者の身に危険を感じる場面)

必要以上に相手を刺激しないことが大事となります。また、臨機応変な対応が求められます。

- ①出来る限りすぐその場から退避する。退避できないときでも、出来る限り間隔（間合い）をとる。
- ②“地”を利用する。（物陰に隠れる、近くにあるものを利用する等）
- ③110番する。スマートフォン等がなければ近くの交番に知らせる。人がいる店舗等に通報を依頼する。
- ④他の児童の安全に気を配る。
- ⑤小学校・学務課に知らせる。
- ⑥警察官等からの状況確認に協力する。（容姿・年齢・特徴等の情報）

※児童から不審者に遭遇したとの情報提供を受けて、事業者様から通報を行った場合、警察官等からの状況確認については、児童本人から説明してもらうようにしてください

Q

見守り活動の目的・モチベーションが分かりません。

本事業で行っていただく見守り活動（ボランティア）の目的は、「子どもたちを見守る目」があることを周囲に認知させることです。警察が実施するような「警戒・巡回・取り締まり」活動とは異なります。

ボランティア活動が認知されることにより、児童や地域住民の安心感につながるのはもちろん、犯罪を企てる者が犯行をやめる、運転手が気を付けるようになる、等の効果が期待できます。

少しでも「子どもたちを見守る目」が増えるように無理のない範囲で活動にご参加ください。

また、活動中、児童を一人も見かけなかったとしても、地域に対して「子どもたちを見守る目」があるというアピールにつながっているため、十分に犯罪の抑止力となっております。

Q

活動中、児童に対してどこまで干渉してよいのか分かりません。

ボランティア活動が認知されることにより、児童や地域住民の安心感、犯罪を企てていた者が犯行をやめる、運転手が気を付けるようになる等の効果が期待できます。

そのため、地域住民や、近くを通った児童に対して認知してもらえるように、基本的な挨拶等は行っていただくと、より効果的となります。

ただし、過度なコミュニケーション（過度な接触、あめ・ガム等を含む飲食物の提供、自家用車や私有地への招待、連絡先の交換等）は控えてください。

その他、交通ルールの遵守や、児童同士の喧嘩等、危ないと思ったときには声をかけていただくこともあるかと思います。もし、一声かけても言うことを聞いてくれないときには、無理に説得をしようとせず、その時の状況を含めて小学校に情報提供いただき、学校から児童に対して注意してもらうようお願いをしてください。

児童から不審者等の情報提供があった際には、上記QA「不審者に遭遇したときの対応」をご参照のうえ、ご対応をお願いいたします。

Q

市より貸与される防犯ベスト等は必ず着用が必要となりますか。

「子どもたちを見守る目」があることを周囲に認知させるためにも、活動の際には、防犯ベストまたは腕章のどちらかを原則着用いただくことになります。

活動外でのご使用はお控えください。

例外として、事業所が通学路上に位置する場合等において、事業所内から児童を見守る際には、ベスト・腕章の着用の代わりに事業所の窓等に貼れる「ステッカー」の用意がありますので、そちらをご活用ください。

なお、市より貸与できるベスト等の数量には限りがあるため、原則、一社につき、「防犯ベスト3着・腕章5着・ステッカー1枚」とさせていただいております。予めご了承ください。

Q

信号のない横断歩道において、どのように声掛けをすればよいか。

歩行者がいる場合には車は横断歩道手前で一時停止するように義務付けられています。

ただし、車がきちんと一時停止することを確認するまでは、児童に対して止まるようにお声掛けください。一時停止を確認したら、児童に渡ってもらうようにしてください。

（※警察が実施するような交通整理等はお控えください）

その際、児童の横断のために止まってくれた運転者に対して会釈するなどの、少しの心遣いが運転者の協力しようという意識につながりますのでご参考にいただけますと幸いです。

Q

見守り活動で立つ場所についてはどのようなところが効果的ですか。

まずは、登下校時の児童が主に通行している「通学路上」での見守りが効果的です。

本事業で行っていただく見守り活動（ボランティア）の目的は、「子どもたちを見守る目」があることを周囲に認知させることです。

下記の観点での見守り場所に立つことで、児童や地域住民の安心感、犯罪を企てていた者が犯行をやめる（防犯）、運転手が気を付けるようになる（交通安全）等の効果が期待できます。

ただし、警察が実施するような「警戒・巡回・取り締まり」活動とは異なるため、ご無理のない範囲でご協力をお願いいたします。

【防犯の観点】

- ・「人通りが少なく、児童が一人になってしまう場所」

【交通安全の観点】

- ・「交通量の多い道路」・「交通事故が頻繁に発生している道路」・「歩車道の区別がない道路」
- ・「車両の走行スピードが速い道路」・「路側帯が狭い道路」

※交差点等での見守りの際、自動車や自転車の死角とならない場所に立つようお気をつけください

Q

児童の行動が予測しにくく、声掛けが難しいです。

子ども（特に低学年児童）は大人よりも視野が狭く、視点も低いため、大人と同じように危険を感じていないことがあることにご留意いただくようお願いいたします。

青信号に変わったときに急に走り出す等の突発的な行動や、児童同士で話し合いながら広がって歩く等、一つの事に集中するあまり、周りが見えなくなってしまうことがあるため、十分な注意が必要となります。

Q

本活動にあたり市からの補償制度はありますか。

誠に申し訳ございませんが、市からの補償制度のご用意はございません。

一般的なボランティア保険については、「個人」に対してかけるものとなっており、プライベートな時間において、個人の自由意志に基づいて行ったボランティア活動中のケガ等に対応するものとなっております。

本事業は、対象を「事業者」としており、可能な範囲で見守りにご協力をいただく内容となっております。

現状、「事業者」を対象としたボランティア保険のご用意がないため、その旨、ご理解いただいた上でご参加ください。

Q

市から貸与のある防犯ベスト等を着用のうえ、見守りを行うとのことですが、その際に「横断旗」も使用したいです。

見守りボランティアの登録後、事業者様より活動を行う小学校に旗を使用したい旨をご連絡ください。その際に、「旗」・「旗を収納するための箱」、それぞれの必要数を併せてお伝えください。その後、市から小学校を通じて事業者様に貸与いたします。

本事業は、あくまでボランティアでの活動となることから、可能な範囲内で活動のご協力をいただくものとなっております。そのため、基本は児童を見守るのみ、軽い声掛け・挨拶を想定しておりますので、ご無理のないようにご協力ください。

Q

見守り活動を希望する場所が複数の学校の学区内となる場合でも見守りを行うことはできますか

できます。

多くの小学校にて見守りのご協力をいただけるということでありましたら大変有難く存じます。

ただし、活動前には必ず見守りを行う学区の学校、それぞれにて、顔合わせ（挨拶・事前の情報共有等）のご対応をお願いしておりますので、ご承知おきください。

例：事業所付近にて見守り予定（A小学校学区内にて見守り）であり、
また、ある社員の方のご自宅がB小学校に近く、通勤の際に併せて見守りを行う予定（B小学校学区内にて見守り）。

⇒「事業者」単位で見たときに、A小学校・B小学校学区内にて見守りができそう

Q

ボランティアに協力している事業者名の公表方法についての要望はできますか

可能な限り、ご協力いただける事業者様のご希望に沿うようにご相談させていただきます。

基本は、市HPに「協力事業者名一覧表」の形で事業者名の公表や、見守り活動を行う小学校にて、保護者向けの広報物より事業者名の周知等をさせていただいております。
(地域住民に見守り活動のご協力をいただいている旨を周知するため)

その際、「協力事業者名一覧表」に掲載する事業者名の並び順の変更や、事業者名の公表はされたくない、活動風景の写真の紹介は控えてもらいたい、といったご相談等があるかと存じますので、可能な限りご希望に沿うように調整をさせていただきます。

公表方法についてご相談がある場合にはお申し込み前に学務課へご連絡をいただくか、お申し込み後であっても、ボランティアの登録となる前に、ご相談いただける機会（顔合わせ）がございますので、その際にお伝えください。